

# グリーン調達基準書

第13版

制定 2003年 9月 1日

改訂 2018年 4月 2日

**IKO** 日本トムソン株式会社  
NIPPON THOMPSON CO.,LTD.

はじめに

日本トムソン株式会社は、1998年度より「企業の社会的責任として環境に配慮した企業活動を行ない、環境負荷を低減し、豊かな地球環境の実現に貢献する」を基本理念として、企業活動を行っております。

弊社は、環境に配慮した製品をお客様にお届けすることが、地球環境の保全につながると思え、2003年には「グリーン調達基準書」を制定し、お取引先様のご理解とご協力を得て、グリーン調達を推進してまいりました。

昨今、欧州を初めとした環境への取り組みに関する法的規制、あるいは社会的要請がますます強まってきており、このたび、弊社としてもこのような情勢を踏まえ、環境管理基準を見直し「グリーン調達基準書」を改訂することとしました。

弊社は、この基準に基づき、お取引先様や調達する物品について、環境負荷に関する調査や評価を行い、グリーン調達を一層推進し、お取引先様の皆様と共に、豊かな地球環境の実現に貢献したいと考えておりますので、グリーン調達の重要性をご理解頂き、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

日本トムソン株式会社

製品含有化学物質統括責任者

取締役

笠原 信

## 1. グリーン調達目的

弊社は、グリーン調達を通じて、環境に配慮した製品をお客様にお届けしたいと考えております。そのために、地球環境の保全に積極的な取り組みを行っているお取引先様との取引を優先的に進めてまいります。

## 2. グリーン調達の適用範囲

この基準は、弊社の製品を構成する物品（原材料、部品、包装材、油脂類）に適用します。

※メカトロ電装部品は要相談

## 3. 弊社の製品を構成する物品の化学物質管理基準

化学物質管理基準は、表1及び2の通りです。

禁止物質は**意図的な使用を禁止**し、規制値がある場合は不純物も含めた含有濃度が規制値未満を保証することが必要です。管理物質は使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処置等に考慮すべき物質であり、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無及び含有濃度についてデータを把握すべき物質です。

## 4. お取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するためには、お取引先様のご理解とご協力が不可欠です。

お取引開始前、弊社の**化学物質管理基準**の見直し等、弊社が必要と判断した場合に、次の通り、お取引先様の環境保全活動の状況、及び弊社が調達する物品に関わる環境への配慮の状況について調査をさせていただきます。

### 1) お取引先様の環境保全活動についての状況調査

ISO14001の外部認証を取得しているか、または自主的な環境管理活動について評価し、「お取引先様化学物質管理評価シート」にてご回答下さい。

※評価が【要改善】となりましたお取引先様につきましては、自主的に環境管理への強化に取り組み、評価ランクの向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

### 2) 弊社が調達する物品の化学物質管理についての状況調査

弊社が調達する物品への禁止物質及び管理物質について、お取引先様での管理状況及び物品への含有の有無を調査して頂き、「お取引先様化学物質管理評価シート」、「使用・不使用物品リスト」にてご回答下さい。

なお、物品の種類等により、次の事項についてもお願いする場合があります。

- (a) 禁止物質の不使用を保証する「不使用保証書」の提出
- (b) ミルシート又はSDS(MSDS)の提出
- (c) 禁止物質の含有量をICP-AES等にて測定した「分析データ」の写しの提出
- (d) グリーン調達(旧JGPSSI)調査回答ツール(<http://vt62474.jp/>)の提出
- (e) アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)(<http://www.jamp-info.com/>)で定められた電子データ(MSDSplus又はAISファイル)の提出

また、その他に法令等の規制物質に関して含有調査をお願いする場合があります。ご協力を宜しくお願い申し上げます。

表1：禁止物質

No	物質名	対象	許容限度
禁止1	カドミウム及びその化合物	下記を除く全ての用途	100ppm未満
		はんだ	20ppm未満
		表面処理・着色料・プラスチック安定剤	75ppm未満
		包装材料	100ppm未満※2
禁止2	鉛及びその化合物	下記を除く全ての用途※1	1000ppm未満
		樹脂・塗料・インク	100ppm未満
		包装材料	100ppm未満※2
禁止3	水銀及びその化合物	下記を除く全ての用途 包装材料	1000ppm未満 100ppm未満※2
禁止4	六価クロム化合物 (クロム酸鉛、硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド104)、ピグメントイエロー34、クロム酸ストロンチウム、ヒドロキシ オクタオキソニ重鉛酸ニクロム酸カリウム、クロ ム酸八水酸化五重鉛を含む)	下記を除く全ての用途	1000ppm未満
		包装材料	100ppm未満※2
		皮革製品、また皮革部材を持つ製品	皮革の合計乾燥重 量当たり 3ppm未満
禁止5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	全ての用途	1000ppm未満
禁止6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類) DecaBDEを含む	全ての用途	(含有なきこと)
禁止7	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVCコポリマー	包装材料の新規用途、結束バンド、熱収縮 チューブ、絶縁板、化粧板、ラベル、シー ト、ラミネート、フレキシブルフラットケー ブル	(含有なきこと)
禁止8	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) 及び特定代替品	全ての用途	(含有なきこと)
禁止9	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が1以上)	全ての用途	(含有なきこと)
禁止10	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	全ての用途	(含有なきこと)
禁止11	短鎖型塩化パラフィン類(C10-C13)	全ての用途	(含有なきこと)
禁止12	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	全ての用途	1000ppm未満
禁止13	三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルス ズ化合物(TPT)を含む)	全ての用途	1000ppm未満
禁止14	アスベスト類	全ての用途	(含有なきこと)
禁止15	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	人体に持続的に触れる 繊維/皮革材料	30ppm未満
禁止16	ホルムアルデヒド	木工製品	(含有なきこと)
禁止17	オゾン層破壊物質	全ての用途	(含有なきこと)
禁止18	放射性物質	全ての用途	(含有なきこと)
禁止19	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	全ての用途	(含有なきこと)
禁止20	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ -tert-ブチルフェノール	全ての用途	(含有なきこと)
禁止21	塩化コバルト	包装材料、湿度インジケータ	(含有なきこと)
禁止22	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	全ての用途	0.1ppm
禁止23	酸化ベリリウム(BeO)	全ての用途	(含有なきこと)
禁止24	フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)類	全ての用途	(含有なきこと)
禁止25	ジブチルスズ化合物(DBT)	全ての用途	スズ元素として 1000ppm未満
禁止26	ジオクチルスズ化合物(DOT)	繊維/皮革 2液性室温硬化モールドイングキット(RIV-2 シーラントモールドイングキット)	スズ元素として 1000ppm未満
禁止27	ヘキサブromoシクロデカン(HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体	難燃剤	(含有なきこと)
禁止28	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びその エステル	全ての用途	(含有なきこと)
禁止29	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)、 リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、 リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	難燃剤	(含有なきこと)

No	物質名	対象	許容限度
禁止30	フタル酸エステル類 (フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)[DEHP], フタル酸ジブチル[DBP], フタル酸ブチルベンジル[BBP], フタル酸ジイソブチル[DIBP])	可塑剤、接着剤、潤滑剤 ケーブル・コードの被覆材 プラグ及びコネクタの外部を構成する材料 ケーブル・コード結束用絶縁テープ	1000ppm ※2018年7月22日か ら適用
禁止31	多環芳香族炭化水素(PAH)	皮膚・口腔内に接触するゴムまたはプラス チック	材料中1ppm
禁止32	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび 2,4,4トリメチルペンテンとの反応生成物(BNST)	全ての用途 ※タイヤへの添加剤を除くゴムへの添加剤は 適用除外	(含有なきこと)
禁止33	ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂	ケースや緩衝材用途の包装材	(含有なきこと)
禁止34	ヘキサクロロベンゼン	全ての用途	意図的な使用禁 止

※1：合金成分として、鋼材0.35wt%以下、アルミニウム合金0.4wt%以下、銅合金4wt%以下、はんだ1000ppm以下の鉛は適用除外とする。

※2：包装を構成する各部材、インキ・塗料毎に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの重金属の合計が100ppm未満とする。

表2：管理物質

No	物質名	用途例	備考
管理1	ヒ素及びその化合物 (ヒ酸カルシウム、ヒ酸トリエチル、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素を含む)	塗料、難燃剤、半導体 木材の防腐剤	-
管理2	ベリリウム及びその化合物(酸化ベリリウムを除く)(ベリリウム銅)	合金、セラミックス材料	-
管理3	その他の有機臭素系化合物、臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類、HBCDDを除く)	難燃剤	-
管理4	ニッケル	メッキ、表面処理 ステンレス鋼、炭素鋼	-
管理5	フタル酸エステル類 (DIDP、DINP、DNOP、DNHP、DIHP、DHNUP、DMEP、DIPP、DnHP、DPP、1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐及び直鎖、フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル)	可塑剤、接着剤、潤滑剤	-
管理6	その他の有機塩素系化合物、塩素系難燃剤 (PCB類、PCN類、PCT類、SCCPを除く)	難燃剤、可塑剤	-
管理7	過塩素酸塩	コインセル電池	閾値 0.006ppm
管理8	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	断熱材	-
管理9	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	断熱材	-
管理10	ホウ酸	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の難燃剤、防腐剤	-
管理11	四ホウ酸二ナトリウム無水物	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の難燃剤	-
管理12	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	板の糊用添加剤及び難燃剤 pH調整剤 木材等の防腐剤	-
管理13	三酸化二ホウ素	板の糊用難燃剤、ガラス/光ファイバー	-
管理14	[4-(ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン)-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名：C1ベイシックバイオレット3)	プラスチック又は塗料の染料、インク	-
管理15	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	界面活性剤、親油性フェノール樹脂の合成原料、未反応物質	-
管理16	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	電池の電解液	-
管理17	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	溶媒、触媒、未反応物質	-
管理18	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	ポリウレタンの硬化剤	-
管理19	エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	リチウムイオン電池の電解液、インクジェットのインク	-
管理20	リン酸トリキシリル(TXP)	全ての用途	-
管理21	ジブチルスズジクロリド、ジブチルスズジクロライド(DBTC)	電線被覆の絶縁材	-
管理22	トリエチレングリコールジメチルエーテル	リチウムイオン電池の電解液、インクジェットのインク	-
管理23	1,2-ジエトキシエタン	リチウムイオン電池の電解液	-
管理24	N,N-ジメチルホルムアミド	低温環境用の電解コンデンサの電解液	-
管理25	4-アミノアゾベンゼン	顔料	織物・皮革製品は禁止物質
管理26	エチレンチオ尿素	両面テープ等の接着剤 イミダゾリン系加硫促進剤	-
管理27	4-アミノ-3-[[4'-[(2,4-ジアミノフェニル)アゾ]-[1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホネート二ナトリウム(C. I.ダイレクトブラック 38、クロラゾールブラックE)	染料、インク	-

No	物質名	用途例	備考
管理28	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム (C. I. ダイレクトレッド 28、コンゴレッド)	紙と織物の直接染料、生体染色、酵母の生染色、pH指示薬	-
管理29	分岐および直鎖の 4-ノニルフェノールエトキシレート	ペンキ、ラッカー、ニス	-
管理30	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	紫外線防止剤、紫外線吸収剤	-
管理31	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	全ての用途	-
管理32	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE とMOTE を構成要素とする物質)	全ての用途	-

【 グリーン調達基準書 改訂履歴 】

第1版	2003年 9月 1日	制定
第2版	2005年 8月26日	環境管理基準の見直し等に伴い改訂
第3版	2006年 5月15日	環境管理基準の見直し等に伴い改訂
第4版	2007年 8月 1日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第5版	2009年 4月20日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第6版	2010年 4月21日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第7版	2011年 4月28日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第8版	2012年 4月23日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第9版	2013年 5月31日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第10版	2014年 4月30日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第11版	2015年 6月10日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第12版	2016年10月14日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
第13版	2018年 4月 2日	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂

発行者：製品含有化学物質統括責任者

作成：製品含有化学物質管理事務局